

岡山県電子入札共同利用システム簡易認証利用要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県電子入札共同利用推進協議会（以下「協議会」という。）が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「システム」という。）で使用する簡易認証の利用について必要な事項を定めることを目的とします。

(簡易認証用 I D 及びパスワード)

第2条 簡易認証用 I D とは、システムを利用して電子入札を実施する市町村等（以下「参加団体」という。）が定める少額の入札及び見積合わせについて、簡易認証を利用する者（以下「利用者」という。）が本人であることを簡易に確認するために、参加団体が発行する符号をいいます。

パスワードとは、システムの簡易認証を利用するに当たり、利用者がシステムに入力する符号をいいます。

参加団体及び利用者は、簡易認証用 I D 及びパスワードをもって互いに確認することとします。

- 2 簡易認証に係る申請の受付及び簡易認証用 I D 等の管理は、参加団体が行います。
- 3 利用者は、簡易認証が電子入札用 I C カードによる認証に比べ、パスワードの盗用によるなりすまし等の危険性が高いこと等を承知した上で、自らの責任において利用することとします。

(簡易認証利用申請手続き)

第3条 簡易認証を利用しようとする者は、簡易認証利用申請書（様式1）に必要事項を全て記載し、協議会が指定する方法により各参加団体に提出することとします。

(簡易認証用 I D 及び初期パスワードの発行)

第4条 参加団体は、申請書を受け付け、条件を満たした申請者に対して簡易認証用 I D 及び初期パスワードを発行します。

- 2 条件を満たさなかった申請者に対しては、その理由を通知します。

(簡易認証用 I D 及び初期パスワードの通知)

第5条 参加団体は、申請者に対し、原則として郵送により簡易認証用 I D 及び初期パスワードを通知します。

(資料の提出要求)

第6条 参加団体は、簡易認証利用申請書の内容に疑義が生じたときは、申請者に対し必要な資料の提出を求めることができることとします。

(簡易認証用IDの失効の原因となる事由)

第7条 参加団体は、以下に示す事由が発生したときは、簡易認証用IDを失効できるものとします。

- (1) 利用者から当該利用者の簡易認証用IDの失効の申請があった場合
- (2) 利用者がこの要領に違反した場合
- (3) 利用者の簡易認証用IDが不正に使用された場合又はその危険がある場合
- (4) 簡易認証利用申請書の記載事項が事実と異なる場合
- (5) その他参加団体が必要と判断した場合

(簡易認証用IDの再発行)

第8条 参加団体は、第7条の規定により失効させた簡易認証用IDについて、その失効させる事由の発生するおそれがないと認めたときは、簡易認証用IDを再発行することができることとします。

(簡易認証用IDの検証)

第9条 利用者は、簡易認証用ID及び初期パスワードの通知を受けた日から7日以内にそれを検証し、疑義がある場合は、直ちに参加団体に連絡しなければなりません。

- 2 利用者が前項に規定する期間内に連絡をしない場合は、利用者が簡易認証用IDの正当性を承認したものとみなします。

(簡易認証用ID及びパスワードの管理)

第10条 利用者は、第5条の規定によりIDの通知を受けた日から失効されるまでの間、簡易認証用ID及びパスワードを細心の注意を払って適正に管理しなければなりません。

- 2 利用者は、簡易認証に利用するパスワードについて、初期パスワードは必ず変更するものとし、その後においても定期的に変更し、他者に知られることのないよう適正に管理しなければなりません。
- 3 利用者は、簡易認証用ID及びパスワードの忘失、不正使用、盗用等について全ての責任を負うものとします。
- 4 利用者は、他者に簡易認証用ID及びパスワードを譲渡及び貸与して利用させることはできません。

(登録事項の真正性)

第11条 参加団体は、簡易認証によりシステムを通じて送信される見積金額等は、利用者による真正なものとみなします。

2 協議会及び参加団体は、利用者による簡易認証用ID及びパスワードの忘失、不正使用、盗用等により、利用者に損害が生じた場合、一切の責任を負いません。

(利用者の報告義務)

第12条 利用者は、以下に示す事由が発生したときは、直ちに参加団体に報告し、当該簡易認証用IDの失効を簡易認証用ID失効申請書(様式2)により届出し、利用をやめなければなりません。

(1) 簡易認証用IDの忘失、不正使用、盗用等を知った場合

(2) 簡易認証利用申請書の登録事項が事実と異なることを知った場合

2 簡易認証を利用しなくなった場合は、速やかに簡易認証用ID失効申請書(様式2)を各参加団体に提出しなければなりません。

(記録の保存)

第13条 参加団体は、簡易認証用IDの発行及び管理に必要な情報を必要期間内適正に保存することとします。

附則

この要領は、平成29年11月1日から施行します。